

事業者各位

(公社)東基連 青梅労働基準協会支部

**玉掛け技能講習・クレーン運転特別教育講習会のご案内**

労働安全衛生法により、玉掛け技能講習修了の資格がなければ、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、デリック、移動式クレーンの玉掛けの業務に従事することができません。(労働安全衛生法第61条、同施行令第20条16号、別表第18第36号)

また、つり上げ荷重0.5ト以上、5ト未満のクレーン等の運転は、クレーンの運転の業務に係る特別教育を受けた者でなければ運転の業務に就くことができません。

つきましては、無資格者を就業させることにより、重大災害を発生させることのないよう、また、計画的に有資格者を確保するために、当該業務従事者(予定者)の受講についてご案内します。

本講習は、6月と10月の年2回開催します。

記

**1. 学 科 (玉掛け技能及びクレーン運転特別教育(学科))**

- (1) 日 時 2019年10月 9日(水) 9時30分~21時  
2019年10月10日(木) 9時30分~18時50分
- (2) 場 所 八王子労政会館 (八王子市上町373-1 JR八王子駅徒歩約10分)
- (3) その他 クレーン運転特別教育のみ受講する人は、初日は午前中のみで午後の講習はありません。また、玉掛け技能講習修了者は、二日目のみの講習となります。

**2. 実 技**

- (1) 玉掛け技能実技 (実技会場の案内図は、学科当日受講者に配布します)
- ① 日 時 2019年10月13日(日) 8時00分~17時00分  
2019年10月20日(日) 8時00分~17時00分
- ② 場 所 日野自動車株式会社 羽村工場内 (羽村市緑ヶ丘3-1-1) ※駐車場有り。
- ③ その他 玉掛け実技講習は上記日時の1日のみを受講となります。(申込時指定します。)
- (2) クレーン運転特別教育実技(希望者のみ)(実技会場の案内図は、学科当日受講者に配布します)
- ① 日 時 2019年10月27日(日) 8時30分~13時00分
- ② 場 所 昭和飛行機工業株式会社 (昭島市田中町600) ※駐車場なし

**3. 講習機関**

公益社団法人東京労働基準協会連合会

**4. 受講対象**

- (1) 玉掛け技能講習 [年齢 18才以上の方]
- 受講区分 A区分 満18才以上の方
- 受講区分 E区分 ① クレーン運転士免許を取得されている方 ② 移動式クレーン運転士免許を取得されている方  
③ 揚貨装置運転士免許取得されている方 ④ 床上操作式クレーン運転技能講習修了されている方  
⑤ 小型移動式クレーン運転技能講習修了されている方
- (2) クレーン運転特別教育(移動式クレーンは除く) 満18才以上

**5. 受講料等(消費税込)**

注) テキスト代は、消費税が改正された場合の金額を表示としています。消費税が改正されなかった場合は、講習当日受講者に返金させていただきます。2019年度の受講料は変更ありません。

**(1) 玉掛け技能**

受講区分	受講料	テキスト代	合計金額
A	20,520円	1,680円	22,200円
E	17,280円	1,680円	18,960円

受講区分Eの方は、資格証明(確認)として4.のE区分の免許若しくは技能講習修了証のコピーを提出ください。

(2) クレーン運転特別教育

受講区分		受講料	テキスト代	合計金額	
玉掛け資格あり	(公社)東基連 会員	学科のみ	7,560円	1,680円	9,240円
		学科・実技	15,120円	1,680円	16,800円
	(公社)東基連 非会員	学科のみ	7,560円	1,680円	9,240円
		学科・実技	18,360円	1,680円	20,040円
玉掛け資格なし	(公社)東基連 会員	学科のみ	7,560円	1,680円	9,240円
		学科・実技	18,360円	1,680円	20,040円
	(公社)東基連 非会員	学科のみ	7,560円	1,680円	9,240円
		学科・実技	21,600円	1,680円	23,280円

- ① 今回、玉掛け技能講習と同時にクレーン運転特別教育（学科・実技共）を受講される方は、玉掛け資格ありで申し込みください。
- ② クレーン運転特別教育のみ受講（学科・実技共）を受講される方は、玉掛け技能講習修了証のコピーを添付ください。

**6. 定員 100名（青梅支部定員60名）**

**7. 申込方法**

- ① 受講申込書に必要事項記入、正式な申込方法（来会、現金書留、銀行振込）を選択後、FAXで仮申込み下さい。
- ② 正式申込の際、受講料、テキスト代の支払及び受講申込書の原紙、写真2枚（玉掛けとクレーン運転の両方を受講する場合は4枚。縦30mm×横24mm、上三分身、背景無地、6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。）を提出願います。
- ③ 実技当日、実技試験に合格した方には、当日修了証を交付となりますので、仮申込み後、速やかに正式申込をお願いします。正式申込みが遅れると、修了証の交付が後日になることがあります。

**正式な申込方法を下記から選択し〇で囲んでください。（必ずご記入ください。）**

来 会	現金書留	銀行振込
-----	------	------

- ※ 銀行振込の場合、りそな銀行 河辺支店 普通 口座番号 1129012  
名義 シヤ) トウキレン オウメロウドウキジュンキョウウカイシブ
- ※ 銀行振込、現金書留の場合、振込日、発送日を記入下さい。西暦 年 月 日
- ※ 銀行振込等の方は、正式な申込書、玉掛けのみの方は写真2枚または玉掛け技能・クレーン運転特別教育受講の方は4枚（裏面に氏名記入）を（公社）東基連 青梅労働基準協会支部宛に仮申込み後、速やかに郵送願います。

**8. その他**

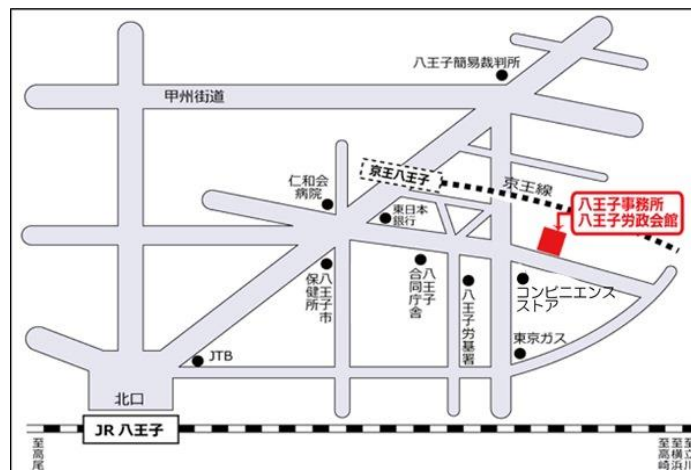
- 1) 当日の受付は、9時から開始しますので、9時15分まで受付を済ませてください。
- 2) **筆記用具（鉛筆（HB）と消しゴム）及び電卓を持参して下さい。**

以上

**八王子労政会館**

JR八王子駅から徒歩10分  
京王八王子駅から徒歩 5分

駐車場が狭いので、お車での  
越しはご遠慮ください。



申込先：(公社) 東基連 青梅労働基準協会支部 (FAX：0428-24-8939)

〒198-0036 青梅市河辺町 5-14-2 西多摩酒販会館 2階

写真2枚(裏面に氏名記入)クリック止めで提出(のり付け不可)	年度	玉掛け技能講習申込書 (第2回)	受講番号
	2019年度		
受講区分	A E 何れかを○で囲んでください。		
(E)区分受講 免許証 技能講習修了	E区分受講者は、下記資格を○で囲み、必要事項をご記入の上、免許若しくは技能講習の修了証のコピーを提出ください。 免許：クレーン運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士 技能講習：床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習 免許・技能講習修了証番号 免許：( ) 労働局長交付 第 号 技能講習：( ) 交 付 第 号		
ふりがな 氏名	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳) ※受講当日		
住所	(〒 - ) (Tel)		
所属事業場名	(TEL) ( ) - (FAX) ( ) -		
事業場所在地	(〒 - )		

※受講申込書の記載内容はこの講習会以外に使用するものではありません。

申込先：(公社) 東基連 青梅労働基準協会支部 (FAX：0428-24-8939)

〒198-0036 青梅市河辺町 5-14-2 西多摩酒販会館 2階

写真2枚(裏面に氏名記入)クリック止めで提出(のり付け不可)	年度	クレーン運転特別教育申込書 (第2回)	受講番号
	2019年度		
会員区分 受講区分	(公社)東基連会員	玉掛け資格あり；学科のみ 玉掛け資格なし；学科のみ	学科・実技 (何れかを○で囲む) 学科・実技 (何れかを○で囲む)
	(公社)東基連非会員	玉掛け資格あり；学科のみ 玉掛け資格なし；学科のみ	学科・実技 (何れかを○で囲む) 学科・実技 (何れかを○で囲む)
ふりがな 氏名	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳) ※受講当日		
住所	(〒 - ) (Tel)		
所属事業場名	(TEL) ( ) - (FAX) ( ) -		
事業場所在地	(〒 - )		

※受講申込書の記載内容はこの講習会以外に使用するものではありません。